

七ヶ浜町森林整備計画

平成28年3月策定

平成29年4月1日変更（第1次）
平成31年4月変更（第2次）

自 平成28年 4月 1日
計画期間 至 平成38年 3月31日

宮 城 県
七 ケ 浜 町

I 伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	2
II 森林の整備に関する事項	2
第1 立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	2
1 樹種別の立木の標準伐期齢	2
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	2
第2 造林に関する事項	3
1 人工造林に関する事項	3
2 天然更新に関する事項	5
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	5
4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準	6
5 その他必要な事項	6
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢, 間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	6
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	6
2 保育の作業種別の標準的な方法	7
3 その他間伐及び保育の基準	8
第4 公益的機能別施業森林の整備等に関する事項	8
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	8
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	10
1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針	10
2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策	10
3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	10
4 森林経営管理制度に関する事項	10
第6 森林の施業の共同化の促進に関する事項	10
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	10
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	10
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	10

4 その他必要な事項	10
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	11
1 路網の整備に関する事項	11
2 その他必要な事項	11
第8 その他必要な事項	11
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	11
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	11
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	11
4 その他必要な事項	11
III 森林の保護に関する事項	11
1 鳥獣害の防止に関する事項	11
2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	11
3 林野火災の予防の方法	12
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	12
5 その他必要な事項	12
IV その他森林の整備のために必要な事項	12
1 森林経営計画の作成に関する事項	12
2 生活環境の整備に関する事項	12
3 森林整備を通じた地域振興に関する事項	12
4 森林の総合利用の推進に関する事項	12
5 住民参加による森林の整備に関する事項	12
6 その他必要な事項	12

七ヶ浜町森林整備計画

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

七ヶ浜町の民有林面積は 179.98ha、蓄積は 41,564 m³で民有林のうち人工林の面積は 95.54ha、人工林率は 53%（県平均は 54%）であり、町面積 1,319ha のうち民有林が占める割合は 13.6%である。

本町はベッドタウンとして市街化が進み、森林経営に適した山林がほとんどなく森林組合も存在しない。しかし、本町の特徴である四方を海に囲まれた自然環境において里山の緑は風光明媚な景観を成す上で重要な資源であるとともに、水源の涵養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮、温室効果ガス削減に資するために健全な森林整備及び保全の一層の推進が必要である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

イ 水源涵養機能

林木の樹冠及び根系の発達が良好で、 団粒構造がよく発達し、 かつ、 粗孔隙に富む森林土壤を有し、 成長の旺盛な下層植生がほどよく発達した森林であって、 必要に応じて浸透を促進する治山施設等が整備されている森林

ロ 山地災害防止機能、土壤保全機能

根系が深くかつ広く発達し、 常に落葉層を保持し、 適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、 必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林

ハ 快適環境形成機能

樹高が高く下枝が密に着生しているなど風、飛砂、騒音等を遮蔽（しゃへい）する能力が高く、 諸害に対する抵抗性が高い樹種又は葉量の多い樹種によって構成されている森林

ニ 保健・レクリエーション機能

多様な樹種からなり、 かつ、 林木が適度な間隔で配置されている森林一体となって優れた自然美を構成する森林、 多様な樹種及び林相からなり、 明暗・色調に変化を有する森林、 郷土樹種を中心として安定した林相を形成している森林であって、 必要に応じて保健・教育的活動に適した施設が整備されている森林

ホ 文化機能

街並み、 史跡、 名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、 必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

ヘ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、 希少な生物が生育・生息している森林、 陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している森林

ト 木材等生産機能

林木の生育に適した森林土壤を有し、 適正な密度を保ち、 CO₂の固定能力が高く、 団地的なまとまりがあって形質の良好な林木からなる成長量の多い森林であって、 森林生産が安定的かつ効率的に実施することができる森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の有する機能を総合的かつ高度に発揮させるため、 森林に、 公益的機能別施業森林の区域を設定し、 適切な森林整備を推進することとする。

イ 公益的機能別施業森林

(イ) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図る。

(ロ) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林）

災害に強い地盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小並びに回避を図る施業を推進する。また、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止するための施設や浸透を促進するための施設を整備する。

(ハ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風・騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

(ニ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健機能維持増進森林）

地域住民に憩いと学びの場を提供する観点からは、立地条件や地域のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。潤いある自然景観や歴史的風致の形成する観点からは、文化機能の維持増進を図る森林として美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林については、生物多様性の維持増進を図る森林として保全する。

(3) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

該当なし

3 森林施業の合理化に関する基本方針

該当なし

II 森林の整備に関する事項

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

主要樹種別の標準伐期齢は、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐期齢及び森林の構成を勘案して、次表のとおり定める。

標準伐期齢

樹種						
スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
35年	40年	35年	30年	40年	10年	20年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、以下のとおりとする。

なお、主伐とは、更新（伐採跡地が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は皆伐または択伐によるものとする。

皆伐：皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ることとする。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または群状に伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うものとする。また、森林の多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

(1) 育成单層林施業

イ 皆伐後新植を行う森林

皆伐は、人工林、又は、気候等の自然的条件及び林業技術の動向から人工林の造成が確実で、森林生産力の増大が相当程度期待される天然林において行うものとする。皆伐を実施する場合は、林地の保全及び公益的機能に配慮し、1箇所当たりの伐採面積を適切な規模とする。また、伐採する箇所の分散を図るほか、造林地を寒風害等の諸被害から守るため保護樹帯を積極的に設置するものとする。

なお、人工林の主伐は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期に行うものとし、スギの主伐時期の目安は次のとおりとする。

主伐時期の目安

樹種	標準的な施業体系		主伐時期の目安 (年)
	生産目標	胸高直径(cm)	
スギ	一般小径材	23	35
	一般中径材	28	50
	大径材	34	70

ロ 皆伐後天然更新を行う森林

皆伐後天然更新を行う森林は、アカマツ等の天然更新が確実な林分及びコナラ、クヌギ等のぼう芽による更新が確実な林分とする。

1箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は人工造林の場合に準ずるが、更新を確保するための伐区の形状、母樹の保残等について配慮するとともに、ぼう芽更新に当たっては、優良なぼう芽を発生させるため、11月から3月の間に伐採するものとする。

(2) 育成複層林施業

イ 択伐を行う森林

択伐は、複層林施業等を導入することが望ましいと認められる林分で行うものとする。伐採にあたっては、下木の成長と公益的機能の維持に配慮しつつ、森林生産力の増進を図ることができる適正な林層、林齢からなる林型に誘導できるよう伐採率等に配慮するものとする。

(3) その他

森林の生物多様性保全の観点から、野生生物の巣巣等に重要な空洞木について保残に努めることとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適當である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育

成单層林として維持する森林において行うこととし、その標準的な方法は、以下のとおりとする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は適地適木を旨とし、自然条件、地域における種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、下表のとおりとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町の担当課と相談の上、適切な樹種を選択する。

人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種

スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ

(2) 人工造林の標準的な方法

イ 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別植栽本数

植栽本数は、既往の植栽本数を勘案して次表を標準とする。また、複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽するものとする。

なお、標準植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は町の担当課と相談の上、適切な本数を決定する。

樹種	生産目標	標準的な植栽本数 (ha当たり)	備考
スギ	一般材	3,000本	低コスト造林のため、活着率の高い植栽法又は初期成長が期待できる植栽法（コンテナ苗、大苗等）による場合は、1ヘクタール当たり1,000本～2,000本とすることも可とする。ただし、地形・地質や土壤条件、地域の気象条件等を十分勘案し、成林が見込まれる場合にのみ実施するものとする。
ヒノキ	一般材	3,000本	
アカマツ	一般材	4,000本	

ロ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	表土の流出に十分考慮し、また、地形及び林況に応じて適切な方法により行うこととする。主として棚積み地拵え又は枝条散布地拵えとする。
植付け方法	土壤の性質及び苗木の特性に配慮し、根が土に十分密着するよう、ていねい植えとする。保育や伐採の便を考え、正方形または方形植えが望ましい。
植栽の時期	気候及び苗木の生理的条件に配慮して適切な時期に行うこととし、原則として春期3月中旬から5月中旬とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、伐採後2年以内に植栽するものとする。また、択伐によるものについては、森林の有する機能への影響が比較的小さいことから、伐採後5年以内に植栽するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、対象森林に関する自然条件・周辺環境等を勘案し下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、コナラ、クリ、サクラ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クリ、サクラ等

(2) 天然更新の標準的な方法

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種の期待成立本数として想定される本数は下表のとおりであり、その本数に10分の3を乗じた本数以上の草丈以上のものを更新させるものとする。

また、伐採時に天然更新が困難と判断される場合には天然更新補助作業により確実な更新を図ることとし、その方法は下表のとおりとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
(宮城県天然更新完了基準による)	

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	地表処理は、ササや粗腐食枝葉の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし又は枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	刈出しは、ササなどの下層植生により天然稚樹の成育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	植え込みは、天然稚樹等の生育状況を勘案し、天然下種更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	芽かきは、伐採後3年間程度は自然淘汰にまかせ、伐採後4～8年目ころに優勢なものを1株当たり3～5本程度残し、それ以外はかき取ること。

ロ その他天然更新の方法

宮城県天然更新完了基準に基づく調査を行うこととし、更新が確認されない場合は、植栽又は更新補助作業による確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新のための母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生

育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件を踏まえ、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を下表のとおりとする。

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

イ 人工造林の場合

1の(1)による。

ロ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、2(2)イによる。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

標準的な間伐の実施時期は表のとおりであるが、立木の成長の促進、林分の健全化及び利用価値の向上を図るために、標準伐期齢未満においては10年間隔、標準伐期齢以上においては15年間隔を目安とし、適切に実施することとする。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	生産目標 一般材	3,000本	15 (26%)	20 (28%)	25 (26%)	35 (27%)	50 (30%)	①生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、密度管理図及び収穫表により、適正な本数及び材積になるよう実施すること。 ②具体的な作業については、「間伐のすすめ」（昭和54年3月・宮城県林政課）及び「長伐期施業の手引き」（平成6年4月・宮城県林政課）を参考とすること。	
	生産目標 良質柱材	4,500本	10 (14%)	16 (20%)	21 (25%)	30 (22%)	40 (29%)		
ヒノキ	生産目標 一般材	3,000本	18 (29%)	23 (29%)	30 (28%)	42 (29%)	65 (28%)		
アカマツ	生産目標 一般材	4,000本	20 (25%)	30 (17%)	40 (20%)				

※標準伐期齢を越える林齡についても対象とした。高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意すること。

2 保育の作業種別の標準的な方法

(1) 下刈り

樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数										標準的な方法	備考
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
スギ	○	◎	◎	○	○	○					○：1回刈り	
ヒノキ	○	◎	◎	○	○	○					◎：2回刈り	
アカマツ	◎	◎	○	○	○						全刈を基準とする	

(2) つる切

樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数										標準的な方法	備考
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
スギ		○				○					植栽木に巻きつい	
ヒノキ	○				○						たつる類を取り除く	
アカマツ			○				○					

(3) 除間伐

樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数										標準的な方法	備考
	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17		
スギ		○				○					植栽木以外の樹木	
ヒノキ	○				○						及び不良木の除去	
アカマツ			○				○					

(4) 枝打

樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数										標準的な方法	備考
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
スギ				○					○		III齢級地上 1.8 m	
ヒノキ	○				○				○		IV齢級地上 4.0 m	

3 その他間伐及び保育の基準（注：上記の標準的な方法のみでは不十分な森林があればその方法を記載する）

第4 公益的機能別施業森林の整備等の森林の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び森林施業の方法については、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の立地条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分）及び「I.2 森林整備の基本方針」を踏まえ、森林の現況及び社会的要請等を勘案し、次のとおりとする。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

イ 区域の設定

この森林は、地域の用水源として重要なため池、湧水地等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林等であり、その区域は別表1のとおりとする。

ロ 施業の方法（伐期の延長を推進すべき森林）

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、次のとおり定め、その区域は別表2のとおりとする。

(1) 植栽

主伐後5年経過しても更新が図られていない場合、5年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。

(ロ) 間伐

おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において、材積率で35%以内の伐採を行う。

(ハ) 主伐

主伐を行う林齢は、標準伐期齢プラス10年以上とする。皆伐を行う際は、更新未完了の伐採区域が連続して20haを超えないこと。（注：市町村において10haを下限とする範囲で定めることができる。）

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

イ 区域の設定

(1) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林）

この森林は、山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等であり、その区域は別表1のとおりとする。

(ロ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

この森林は、飛砂防備保安林、潮害防備保安林や、住民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等であり、その区域は別表1のとおりとする。

(ハ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）

この森林は、風致保安林、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の高い森林等であり、その区域は別表1のとおりとする。

□ 施業の方法

イの区域のうち、特に機能の発揮が求められる森林は択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、そのほかは択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林とし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後も機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林とする。また、地域独自の景観のため特定の広葉樹を育成することが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

森林施業の方法は次のとおりとし、その区域は別表2のとおりとする。

(1) 択伐による複層林施業を推進すべき森林

a 植栽

複層林における標準的な植栽本数を5年以内に植栽する。

b 間伐

複層林への誘導前の間伐においては、収量比数(Ry)が0.85以上の場合について、0.75以下となるよう間伐する。

c 主伐

標準伐期齢時点における立木材積の10分の7以上の材積が確保されるよう伐採するものとする。

(ロ) 複層林施業を推進すべき森林（択伐以外の方法による）

該当なし

(ハ) 長伐期施業を推進すべき森林

a 植栽

主伐後5年経過しても更新が図られていない場合、5年生における期待成立本数の30%以上の本数となるよう植栽することとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、標準的な植栽本数を2年以内に植栽する。

b 間伐

おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において、材積率で35%以内の伐採を行う。

c 主伐

主伐を行う林齢は、標準伐期齢の2倍以上とする。（注：市町村において2割の範囲内で延長又は短縮できる。）

(二) 特定広葉樹育成施業を推進すべき森林

該当なし

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材等生産機能維持増進森林）の区域及び当該区域における森林施業の方法

該当なし

【別表1】（注：森林の区域の記載は、市町村森林整備計画概要図に図示することができる。）

区分	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	別添計画概要図のとおり	50.38
山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	別添計画概要図のとおり	0.54
快適環境形成機能維持増進森林	別添計画概要図のとおり	20.16

保健文化機能維持増進森林	別添計画概要図のとおり	136.58
その他の公益的機能維持増進森林		0
木材等生産機能維持増進森林		0

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養機能維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林	別添計画概要図のとおり	50.38
山地災害防止・土壤保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	別添計画概要図のとおり	106.58 0
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	別添計画概要図のとおり	30.27
	特定広葉樹育成施業を推進すべき森林	別添計画概要図のとおり	0

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

該当なし

2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

該当なし

3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

該当なし

(2) その他重要な事項

該当なし

4 森林経営管理制度に関する事項

(1) 森林経営管理制度に関する基本的な考え方

本町においては森林経営に適した山林がほとんど存在しないため本制度の運用は行わないが、森林所有者及び宮城県が公表する意欲ある森林経営体等から受委託等の相談がなされた場合には運用について検討する。

第6 森林の施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

該当なし

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

- (1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

- (2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

該当なし

- (3) 基幹路網の維持管理に関する事項

該当なし

2 その他必要な事項

- 木材搬出・森林整備のため必要な施設

設定なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

該当なし

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

該当なし

III 森林の保護に関する事項

1 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害防止の方法

該当なし

イ 区域の設定

設定なし

ロ 鳥獣害防止の方法

該当なし

- (2) その他必要な事項

該当なし

2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- (1) 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

イ 森林病害虫等の駆除又は予防の方針及び方法

松くい虫被害とナラ枯れ被害については、被害拡大防止の監視体制の強化と被害木の早期駆除に努める。また、松くい虫被害については防除事業を実施する。

口 その他

被害対策、被害監視及び防除実行について効果的に実施するため、行政（国、県、周辺市町村）、森林所有者等の連携・地域の体制づくりを推進する。

(2) 鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く。）

該当なし

3 林野火災の予防の方法

山火事を未然に防止するため、火事パトロール等を適時適切に実施するとともに、防火線及び防火樹帯等の整備、標識等の設置及び地域住民への普及啓発を図る。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

「七ヶ浜町森林等における火入れの規制に関する条例」により許可申請が必要である。また、火入れを実施する際は周辺地域の生活環境へ悪影響を及ぼさないよう留意する。

5 その他必要な事項

該当なし

(1) 病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

IV その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

該当なし

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本町には日本三景松島が含まれており、緑が多く風光明美な景勝地として観光に訪れる人びとも少なくない。観光資源と心安らぐ安全な住環境の保全を図るために適切な整備を行い、地域振興を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町においては木材の生産がほとんどされていないため、本町が策定した「公共建築物における木材利用の促進に関する方針」により、公共建築物における木材利用と県内の森林で生産され県内の製材工場等で加工された県産材の活用を積極的に推進するよう努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

松くい虫の被害が問題となっていることから、地域住民の協力による被害の早期発見に努め、森林所有者へ倒木等による近隣住宅や道路への被害を未然に防止するよう自己管理を促し森林の保全を図る。

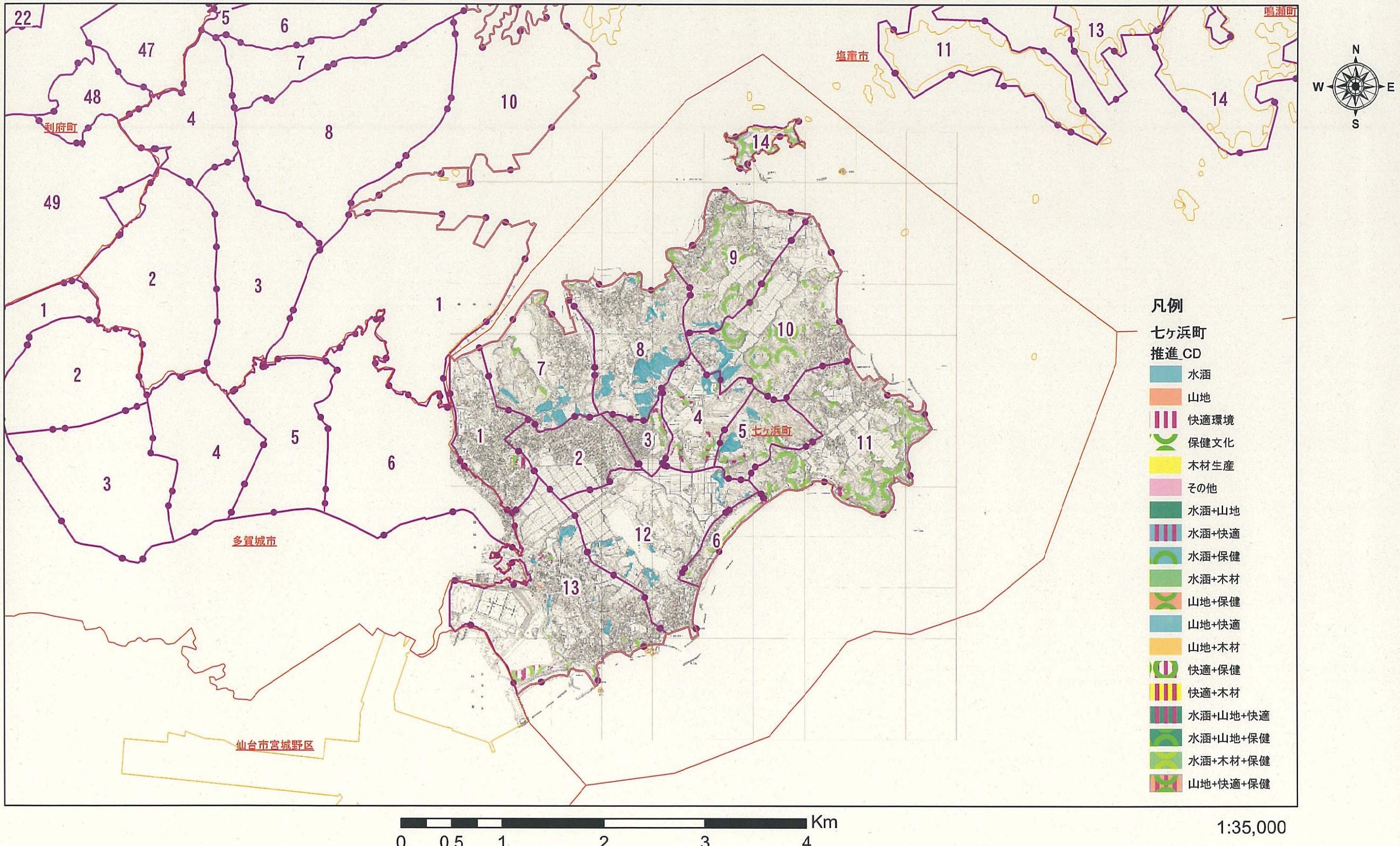
6 その他必要な事項

該当なし

※ 付属資料 一式

市町村森林整備計画概要図（縮尺2万5千分の1の地形図を元にする。）

七ヶ浜町森林整備計画概要図(公益的機能別施業森林等の区域図)



七ヶ浜町森林整備計画概要図(公益的機能別施業森林等の区域(施業方法))

